

## 乗務員勤務制度の趣旨に沿った行路・交番作成、 予備勤務の運用について、改善を申し入れる！

新幹線の3月ダイヤ改正に伴う、乗務員の行路・交番の内容を精査した結果、またもや安全を軽視した過酷な行路・交番となっていることが明らかになった。「乗務という列車の安全運行に直接関与する特性を持ち、乗務労働に伴う心身の疲労など運転事故防止についても考慮する」という乗務員勤務制度の趣旨を逸脱し、最低限のことすら無視した内容である。

12月26日付けの要求内容を無視した行路・交番が提示されたため、運輸所分会は下記の内容をあらためて申し入れた。

### 主な申し入れ内容（新幹線地本申第11号）

- \* 一勤務の労働時間は、16時間を限度とすること。ただし、深夜帯の乗務時間が2時間以上を含む場合は、14時間を限度とすること。
- \* 睡眠時間について、実質5時間以上を確保すること。
- \* 食事時間（労働外時間）について、概ね40分を確保するとしているが、多くの行路で下回っているの見直すこと。
- \* Wトンボ行路と一丁半行路は、本線列車のみを担当し、車両所の入出庫を付けないこと。
- \* 安全と労災防止のために各駅、AB回しエンド交換に12分を確保すること。
- \* 訓練指定は行路内容を考慮し、労働時間の長いW行路等に指定しないと。
- \* 指導訓練と営業訓練は、まとめて「月1回・3時間以内」とすること。

**新幹線地本「業務瓦版第38号」も参照してください。**